

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成31（令和元）年度の財務監査
市民病院 経営企画課、病院総務課、医事課

2 監査の実施期間

令和2年3月11日から4月23日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおける結果は次のとおりである。

市民病院

(1) 経営企画課 病院総務課 医事課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

委託等の契約事務において、発注者（病院事業管理者）保管の契約書に関する発注者印漏れや契約年月日の記入漏れを確認し、随意契約の適用条項誤りも散見された。

また、賃貸借契約においては、不要な契約分割が見受けられた。

さらに、有形固定資産の取得・管理・処分にかかる保育所借上料では、所有権移転ファイナンスリースとして会計処理をすべきところ、リース資産にかかる会計処理に誤りがあった。

地方公営企業法施行令、平塚市病院事業契約規程等に則り、事務処理の方法を再度確認するとともに、着実なチェック体制を構築し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、良好であると認められた。

以 上